

珠洲市立小中学校・義務教育学校における  
新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理ガイドライン（令和4年3月29日改定版）

※訂正箇所朱書き

R4. 3. 29

珠洲市教育委員会

## 1 保健管理体制

- ・学校においては、十分な感染症対策を行うことを児童生徒・保護者に説明し、理解を得るとともに、感染症対策の取組を学校ホームページや学校だより等で継続的に発信する。
- ・学校長を責任者とする保健管理体制を構築し、児童生徒への指導、保護者への連絡、学校環境の整備、感染者・濃厚接触者が確認された場合の連絡体制などを含む、新型コロナウイルス感染症に関する対応策を取りまとめる。特に衛生管理面については学校医、学校歯科医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。また、状況の変化や最新の情報に基づき、常にこの対応策の確認、見直しを行う。

## 2 「新しい生活様式」等についての児童生徒への指導

- ・文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症の予防」を活用して、児童生徒が感染症予防について正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導する。
- ・また、「新しい生活様式の実践例」を児童生徒に配付し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要があることを再度指導する。

その際、特に以下の内容について確認する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」について児童生徒にしっかり理解させる。
  - ◇ 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。
  - ◇ 会話をするときには可能な限り真正面を避ける。
  - ◇ 外出時や屋内で会話をするとき、人との間隔が十分にとれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。夏場は熱中症に注意する。
  - ◇ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。（手指消毒薬の使用も可）
- (2) 発症したときのため、児童生徒が誰とどこで会ったかをできるだけ覚えておけるよう、保護者や家族との会話を大切にするなど、協力を依頼する。また、メモを取ることも推奨する。接触確認アプリの活用も紹介する。
- (3) 3密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないよう指導する。
- (4) 毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。

- ・マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること、さらに、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供する。
- ・「緊急事態宣言地域」や「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来を自粛する。
- ・学校外の私的な活動や交流等に際して、参加する活動や利用する施設等が業界別ガイドラインを遵守しているかどうか等の観点も含めて注意を払う必要があることについて指導するとともに保護者にも協力を依頼する。
- ・手洗い、咳エチケット、3密回避を呼びかけるポスターを掲示する。

### 3 通学について

- ・公共交通機関及びスクールバスを利用する児童生徒には、以下の点について指導する。
  - ◇ 発熱がある場合は乗車を見合わせる
  - ◇ 乗車中は必ずマスクを着用する
  - ◇ 乗車中は会話を控える
  - ◇ 手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない
  - ◇ 降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う
- ・スクールバスの運行に当たっては以下の点に配慮する。
  - ◇ ドアノブ、手すり等を消毒する
  - ◇ 乗車前に手指を消毒させる
  - ◇ 手洗いや咳エチケットの徹底
  - ◇ 窓を開けて換気する

### 4 身体的距離の確保

- ・児童生徒同士の間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- ・教室内における児童生徒同士の間隔は、本市の感染状況を踏まえ、現段階では1 mを目安に最大限の間隔がとれるように座席を配置する。

### 5 健康管理に関すること

- ・児童生徒は、登校前に自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないことを徹底する。発熱がなくても、普段よりも体調が悪いと感じたら登校を控えさせる。また、同居の家族に発熱等の症状がある場合も、登校を控えさせるよう保護者に協力を依頼する。この場合、「欠席」とはせず、「出席停止・忌引等」とする。
- ・ワクチン接種を受ける場合及び副反応が出た場合の出欠の取扱いについては、「欠席」とはせずに、校長の判断で、「出席停止・忌引等」とすることも可能である。

- ・児童生徒は、朝礼時に健康観察を行う際に、家庭での検温結果を報告する。学級担任等は発熱や風邪の症状がないことを確認する。検温を忘れた児童生徒は別室で測定する。
- ・登校後、発熱等の風邪症状がある児童生徒は、保護者に連絡した上で、帰宅させる。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応を行う。
- ・身体的距離が十分に取れないときはマスクを着用すべきであるが、体育の授業中や部活動、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は外してもよい。その際、換気、身体的距離の確保、近距離での会話を控えるようにするなど留意する。
- ・教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のために口の動きを見せたりすることが必要な場合は、鼻や口元が覆われる透明マスクの着用が考えられる。フェイスシールドを着用する場合は、マスクを着用することを基本とする。フェイスシールドのみを着用する場合は身体的距離をとる。
- ・児童生徒には、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを外した時に一時的に保管しておくための布またはビニールの袋を毎日持ってくること、また、タオルやハンカチは貸し借りしないことを指導する。
- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、主治医や学校医、保護者と相談の上、適切な配慮を行う。

## 6 感染防止対策

- ・休み時間や登下校など教職員の目が届かない所で、児童生徒が密集しないように、また、近距離で向かい合って話をするのしないよう注意喚起する。
  - ・「3密」と「大声」に注意する。密閉、密集、密接の「3密」の重なりを避けるだけでなく、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。
  - ・手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底させる。
  - ・登校したら、まず手洗いをを行うよう指導する（手洗いができない場合は手指の消毒）。学校に出入りする関係者にも同様のことを徹底する。
  - ・次の6つのタイミングで手洗い（手洗いができない場合は手指の消毒）を徹底する。
    - ◇教室に入るとき
    - ◇咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
    - ◇食事の前後
    - ◇掃除の後
    - ◇トイレの後
    - ◇共有のものを触ったとき
- ※手洗い場が混雑する場合は、他の手洗い場や水道がある特別教室等の利用も検討する。
- ・スマートフォンやタブレット等は、色々なところを触った手で操作することから、ウイルスが

付着している可能性があることを児童生徒に充分理解させる。

- ・教室内等の換気を徹底する。エアコン使用時においても換気を行う。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・清掃・消毒については、一時的な消毒の効果を期待するよりも、通常のコleaningを丁寧に行い、清潔な空間を保つことが重要である。下記のポイントを参考に、通常のコleaningに消毒の効果をとり入れる。清掃は、換気の良い状況で、マスクを着用した上で、丁寧に行うとともに、終了後の手洗いを徹底する。

#### <普段のコleaning・消毒のポイント>

- 使用する家庭用洗剤や消毒液については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
  - 机、椅子の特別な消毒は必要ないが、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
  - 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代えることも可。
  - トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコleaning活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
  - 器具・用具など共用するものは、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。
  - ・各学校は、マスクを忘れた児童生徒のために予備のマスクを用意しておく。
  - ・以下に示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、**可能な限り感染症対策を行った上で、実施する。**
    - ◇ 児童生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
    - ◇ 室内において近距離で行う合唱、管楽器演奏
    - ◇ 児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同制作・鑑賞、調理実習
    - ◇ 児童生徒が密集したり接触したりする運動
  - ・昼食時には以下の点にも留意する。
    - ◇ 食事の前後の手洗い（手洗いができない場合は手指のアルコール消毒）を徹底する。
    - ◇ 机を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を行う。
  - ・更衣については、体育の授業及び部活動では、男子は教室、女子は男女両方の更衣室を使用するなどの工夫をすることともに、部室等は短時間で交代して使用するなど、狭い空間に児童生徒が密集することを避ける。

- ・図書館では、利用前後の手洗い（手洗いができない場合は手指のアルコール消毒）の徹底、利用時間帯の分散等の密集を避ける配慮を行う。

## 7 学校教育活動について

- ・感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障する。
- ・学校行事の中止または延期、あるいは縮小の決定に当たっては、学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して検討する。
- ・実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について以下のような工夫を行うなど十分配慮する。
  - ◇ 大勢の児童生徒が集まる儀式的行事については、校内放送や学校便りへの掲載などの方法により代替するなど
  - ◇ 文化祭などの文化的行事は小グループごとで練習することや発表の様子を映像や音声にとり校内放送で流すなど
- ・健康診断を実施するに当たっては以下の点にも留意する。
  - ◇ 児童生徒が密集しないよう学年やクラスで日程を分ける。
  - ◇ 部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列時においては1～2mの間隔をあける。
  - ◇ 不要な会話や発声を控える。
- ・避難訓練等は各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるよう工夫する。
- ・修学旅行については、その教育的意義に配慮し、行き先及び経路にあたる地域の感染状況並びに児童生徒及び保護者の意向を踏まえて検討する。
- ・文化祭や学習発表会等については、教育的意義に配慮し、感染症対策を徹底した上で、実施を検討する。

## 8 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- ・児童生徒に対して、様々な不安やストレスが生じた場合には、学級担任や養護教諭等、相談しやすい教職員やスクールカウンセラー等に相談するように指導する。また、児童生徒の一人一人の状況を把握しつつ、保護者と連携した適切な指導・支援を行う。
- ・「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口があることを事前に紹介しておく。

## 9 偏見、差別に関すること

- ・感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないという指導を

徹底する。

- ・「話し合おう”ワクチン”のこと」などを活用し、ワクチン接種に関する情報を伝え、正しい理解を深めるとともに、ワクチンの接種を受けていない人に対して差別的扱いをすることのないよう児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。
- ・ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていないが、今後、学校施設外等での学校教育活動において、何らかの理由で児童生徒等の予防接種歴を把握する必要がある場合には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の児童生徒に知られないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに充分留意する。PCR検査等の結果の活用についても同様の扱いとする。

## 10 部活動に関すること（小学生対象のスポーツ活動も含む）

- ・本県及び本市の感染状況に応じた対応を行うことから、市教委からの通知に従う。また、小学生対象のスポーツ活動団体・文化活動団体には、部活動の対応を学校長より各団体の責任者に連絡するものとする。（石川県教育委員会保健体育課・学校指導課発出の通知等も参考にすること）

## 11 保護者への連絡等

- ・保護者への連絡体制を整えておく。
- ・一斉送信メールや学校のホームページ、または文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実かつ速やかに伝える。
- ・保護者に対しては、一斉送信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせし、学校の対応についてご理解、ご協力いただけるよう努める。

## 12 感染者、濃厚接触者が確認された場合

- ・児童生徒・教職員の感染が確認された場合、あるいは、児童生徒・教職員が濃厚接触者であることが確認された、または、その同居する家族等の感染が確認された場合、速やかに市教委まで連絡する。
- ・その際、個人情報の扱いには十分留意する。
- ・児童生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や検査、校内の消毒を行うため、一旦、学校全体を臨時休業を実施する。学校の再開については、保健所の助言等により判断する。
- ・陽性者判明後は、保健所の施設調査に協力できるよう必要事項を速やかに把握する。

## 13 その他

- ・今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度通知する。